

平成 22 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名	株式会社マツモトキヨシホールディングス
代 表 者 名	代表取締役社長兼 COO 吉田 雅司
コード番号	3 0 8 8 東 証 一 部
問 合 せ 先	人事部長 小部 真吾

(TEL : 0 4 7 - 3 4 4 - 5 1 1 0)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 27 日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として、株式報酬型ストック・オプションを目的とした新株予約権を付与することの承認を求める議案を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の当社第 3 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、新株予約権の具体的な発行および割当ては、下記について、上記株主総会において、承認可決された後、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、平成 19 年 10 月 1 日に株式移転方式により株式会社マツモトキヨシの完全親会社として設立されましたが、当社取締役の報酬体系は、設立以来、毎月定額の基本報酬（固定報酬）と業績と連動した報酬（業績報酬）で構成されており、退職慰労金制度は採用しておりません。

当社は、今般、業績と連動した報酬制度の内容を見直し、連結業績の要素に加えて、当社グループの競争力の高揚、コーポレートガバナンスの充実、様々なステークホルダーとの有益な関係の構築などの要素も考慮したインセンティブ制度の導入が必要と判断いたしました。

そこで、新たな制度につき検討を重ねた結果、長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高め、また、株主の皆様との利害が一致するインセンティブ制度として、当社取締役（社外取締役を除く）に対して、株価との連動性を高めた株式報酬型ストック・オプションとして、退職後に行使可能となる新株予約権を付与する株式報酬型制度を新たに導入することといたしました。なお、当該株式報酬型の部分は、現在の業績報酬部分の一部を移行するものといたします。

当社は、かかる株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を、年額 14 百万円（新株予約権割当て時の新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割当て総数を乗じて得られた額に相当する額）を限度額として、当社取締役（社外取締役を除く）に対する非金銭による報酬等として付与することといたしました。当該額は、従来の業績報酬部分の範囲内でその配分を見直し、検討した結果定めた金額となります。

2. 株式報酬型ストック・オプションの具体的内容

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てるものとする。

なお、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の当社第 3 回定時株主総会において、「取締役 9 名選任の件」が原案通り承認可決された場合、対象となる取締役は、社外取締役となる予定の 3 名を除く 6 名となる。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 6,700 株（新株予約権 1 個当たりの目的たる普通株式 100 株）を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行うときには、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、またはその他上記の目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、それぞれの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

67 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に割り当てる新株予約権の総数の上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、取締役の職務執行の対価として付与することから、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から40年を経過する日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

②新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権を行使することができない。

i) 新株予約権者が、在任中に禁錮以上の刑に処せられた場合

ii) 新株予約権者またはその法定相続人が、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③新株予約権者が死亡した場合、相続人(1名に限る)は、新株予約権を承継し、行使することができるものとする。但し、権利行使期間を超えて当該権利を保有し、権利行使することはできないものとする。

④各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑤その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上